

岡山県公報			発行 岡山県			
目次			担当課（室）			
【規則】			総務学事課			
○	岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則		〃			
○	岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則		〃			
○	岡山県立記録資料館条例施行規則の一部を改正する規則		〃			
○	災害救助法施行細則の一部を改正する規則		保健福祉課			
○	岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則		建築指導課			
(以上県例規集登載)						
【告示】			都市計画課			
○	都市計画下水道の事業計画の変更認可		〃			
【公告】			経営支援課			
○	大規模小売店舗の変更の届出の縦覧		〃			
○	〃		〃			
○	〃		〃			
○	〃		〃			
○	肥料の登録		農産課			
目次						
○	肥料の登録の有効期間の更新		〃		担当課（室）	
○	肥料の登録の失効		〃			
○	土地改良事業換地処分の届出（市町村）		耕地課			
○	基本測量の実施		監理課			
○	公共測量の実施		〃			
○	道路の位置の指定		建築指導課			
○	令和二年二級建築士試験の受験申込手続の変更		〃			
○	令和二年木造建築士試験の受験申込手続の変更		〃			
【企業局】			総務企画課			
○	岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程		〃			
○	岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程		〃			
(以上県例規集登載)						
【議会】			総務課			
○	岡山県議会情報公開条例の施行に関する規程の一部改正		〃			
○	岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正		〃			
(以上県例規集登載)						

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

◎岡山県規則第二十二号

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政情報公開条例施行規則（平成八年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に改める。

別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十三号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に改める。
別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十四号

岡山県立記録資料館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立記録資料館条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立記録資料館条例施行規則（平成十七年岡山県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	一枚	四十円
--	----	-----

を

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この表において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	一枚	五十円
--	----	-----

に改める。

様式第三号中

電磁的記録を光ディスク（ＣＤ－Ｒ）に複製したものの交付 （１枚につき40円）	枚	円
---	---	---

を

電磁的記録を光ディスク（ＣＤ－Ｒ）に複製したものの交付 （１枚につき40円） 電磁的記録を光ディスク（ＤＶＤ－Ｒ）に複製したものの交 付（１枚につき50円）	枚 枚	円 円
---	------------	------------

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県立記録資料館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「二〇、四〇〇円」を「一九、三〇〇円」に、「一五、八〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一四、九〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、三〇〇円」に、「二一、二〇〇円」を「二一、六〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

◎岡山県規則第二十六号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「建築士又は建築代理人」を「代理人」に改め、「委任状」の下に「（当該代理人に委任することを証する書類をいう。）又はその写し」を加え、同条第三項を削る。

第八条第一項第一号を削り、同項第二号中「（屋外観覧席にあつては、千平方メートル）」を削り、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、待合又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以内のものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの

第八条第一項第五号中「百貨店、マーケット、展示場、」及び「ダンスホール、遊技場」を削り、「待合、料理店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以内のものを除く。）」を「又は料理店」に改め、同項第六号を削り、同条第二項の表中「耐火、」を「耐火建築物又は」に、「報告」を「及び報告」に、「幅員」を「及び幅員」に、「調査」を「及び調査」に改め、同条第三項第一号中「から第三号まで」を「及び第二号に掲げる建築物並びに同項第三号（法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に係る部分に限る。次号において同じ。）」に、「次号に掲げるものを除く」を「旅館又はホテルの用途に供するものに限る」に改め、同項第三号中「第十六条第一項第四号及び第五号」を「第十六条第一項第三号（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に係る部分に限る。）及び第四号」に改め、同項第四号中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同項第五号中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改め、同項第六号中「第一項第五号及び第六号」を「第一項第四号及び第五号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

◎岡山県告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業岡山公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名 称	岡山市	事業の種類及び名称	岡山県南広域都市計画 下水道事業 岡山公共下水道	事業施行期間	昭和二十七年十月一日 から 令和八年三月三十一日 まで	事業地	収用の部分 令和二年岡山県告示第 二百六十四号の事業地か ら、岡山市北区今保の一 部を追加する。 使用の部分 なし
-------------	-----	-----------	--------------------------------	--------	--------------------------------------	-----	---

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

〔八八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 有限会社大岡

住所 美作市湯郷一五〇番地

代表者の氏名 代表取締役 大岡 義央

（変更後） 名称 有限会社大岡

住所 美作市湯郷一五〇番地

代表者の氏名 取締役 大岡 義央

4 変更年月日

令和二年三月五日

二 届出年月日

令和二年三月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

2

令和2年3月19日から同年7月20日まで
縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

〔八九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町二丁目一番一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社きもの工芸西陣

住所 広島県福山市南蔵王町五丁目七番三七号

代表者の氏名 代表取締役 高木 俊幸

イ 氏名 稲葉 卓士

住所 井原市木之子町五〇二六―二

（変更後）

ア 退店のため削除

イ 退店のため削除

4 変更年月日

令和元年六月三十日ほか

二 届出年月日

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

令和二年三月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年三月十九日から同年七月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

〔九〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）

ア 名称 株式会社小西

住所 瀬戸内市邑久町虫明四三三六番地

代表者の氏名 代表取締役 小西 茂満

イ 名称 株式会社ティーガイア

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 澁谷 年史

ウ 新規出店のため追加

エ 新規出店のため追加

（変更後）

ア 退店のため削除

イ 株式会社ティーガイア

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号
代表者の氏名 代表取締役 金治 伸隆
ウ 名称 高谷株式会社

住所 岡山市北区問屋町二一番地一〇一
代表者の氏名 代表取締役 近常 晃州
エ 名称 有限会社カミサカ

住所 瀬戸内市長船町福岡八五六番地
代表者の氏名 代表取締役 神坂 俊規

4 変更年月日

令和元年十月一日ほか

二 届出年月日

令和二年三月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年三月十九日から同年七月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

〔九一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 有限会社メガネサロン梶原

住所 瀬戸内市邑久町虫明六七九番地

代表者の氏名 代表取締役 梶原 和政

（変更後） 退店のため削除

4 変更年月日

令和元年八月十八日

二 届出年月日

令和二年三月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年三月十九日から同年七月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

〔九二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

(3) 名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 定方 健二

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前)

ア 名称 株式会社不二家

住所 東京都文京区大塚二丁目一五番一六号

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

代表者の氏名 代表取締役 櫻井 康文

イ 名称 株式会社ナカスカコーポレーション

住所 広島県広島市中区国泰寺町一―三一―五

代表者の氏名 代表取締役 中須賀 賢一

(変更後)

ア 名称 株式会社不二家

住所 東京都文京区大塚二丁目一五番一六号

代表者の氏名 代表取締役 山田 憲典

イ 退店のため削除

4 変更年月日

令和元年八月二十日

二 届出年月日

令和二年三月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年三月十九日から同年七月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔九三〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
岡山県 第一七〇号	副産石灰肥料	チコエクス入り粒状カキガラ	アルカリ分 四四・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	かきがら工業協同組合 広島県呉市倉橋町七〇七一番地の三	平成三十一年三月十九日
岡山県 第一七一号	副産石灰肥料	A D カキガラ	アルカリ分 四五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社アグリドック 茨城県土浦市中都一丁目五五〇八番地	令和元年六月二十六日
岡山県 第一一二号	副産石灰肥料	A D 腐植酸入り粒状カキガラ	アルカリ分 四一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社アグリドック 茨城県土浦市中都一丁目五五〇八番地	令和元年六月二十六日
岡山県	副産石灰肥料	A D 粒状カキガラ	アルカリ分 四六・〇	含有を許される	株式会社アグリドック	令和元年六月二十六日

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

岡山県 第一七五号	岡山県 第一七四号	岡山県 第一七三号
魚かす粉末	副産石灰肥料	
魚荒粕粉末88号	ADチョコエキス入り粒状 カキガラ	
窒素全量 りん酸全量 八・〇	アルカリ分 四四・〇	
該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
小山物産株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地の一	株式会社アグリドック 茨城県土浦市中都一丁目五五〇八番地	茨城県土浦市中都一丁目五五〇八番地
令和二年一月二十一日	令和元年六月二十六日	

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

〔九四〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県	岡山県 第一〇〇八号	岡山県 第六七九号	岡山県 第五四五号	岡山県 第五四四号	登録番号
混合有機質肥料	混合石灰肥料	消石灰	生石灰	消石灰	肥料の種類
土壌つこ3号	ミネラルセルカ	70.0消石灰	80.0生石灰	60.0消石灰	肥料の名称
窒素全量 四・〇	アルカリ分 四〇・〇 く溶性苦土 三・〇 く溶性ほう素 〇・二	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 八〇・〇	アルカリ分 六〇・〇	保証成分量（％）
含有を許される	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	該当なし	該当なし	該当なし	その他の規格
日本有機株式会社	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	足立石灰工業株式会社 岡山県新見市足立三八九三番地	足立石灰工業株式会社 岡山県新見市足立三八九三番地	足立石灰工業株式会社 岡山県新見市足立三八九三番地	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和元年十月二十八日	令和元年十月二十一日	令和元年十二月十一日	令和元年十二月十一日	令和元年十二月十一日	更新年月日

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

岡山県 第一二二六号	岡山県 第一二二四号	岡山県 第一二三三号	岡山県 第一〇七八号	第一〇四八号
混合石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	消石灰	
S うらべ粒状混合石灰肥料	うらべ副産石灰T粒	うらべ副産石灰T	苦土消石灰	
アルカリ分 四五・〇	アルカリ分 四〇・〇	アルカリ分 四〇・〇	アルカリ分 六五・〇 く溶性苦土 五・〇	りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇
含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	該当なし	有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五番地一	岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号
平成三十一年四月十七日	平成三十一年三月十四日	平成三十一年三月十四日	令和元年九月六日	

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

岡山県 第一四九号	岡山県 第一四七号	岡山県 第一四五号	岡山県 第一二七号	
混合有機質肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料	加工家さんふん肥 料	
天空のしずく	カイスター	サージンス	醗酵鶏糞	
窒素全量 りん酸全量 加里全量 四・〇 三・〇 一・〇	窒素全量 りん酸全量 加里全量 六・〇 三・〇 一・〇	窒素全量 りん酸全量 三・〇 五・〇	窒素全量 りん酸全量 加里全量 三・五 三・五 一・五	
含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	規格のとおり
アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	株式会社錦海化成 鳥取県境港市昭和町七番地三	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	有限会社新宮ファーム 兵庫県たつの市新宮町曾我井一〇三番地	
令和元年十月二十四日	令和元年五月二十九日	令和元年五月二十日	令和元年九月三十日	

〔九五〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。
令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	岡山県 第一五二 号
肥料の種類	加工家きんふん肥
肥料の名称	乾燥有機質肥料
保証成分量（％）	窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・五 加里全量 一・五
その他の規格	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
生産業者の氏名又は名称及び住所	株式会社但馬どり 兵庫県豊岡市日高町浅倉四五番地
失効年月日	令和元年五月一日

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

〔九六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において
準用する同法第五十四条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があ
った。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出者

総社市長

二 地区名

総社地区 久代工区

三 換地処分年月日

令和二年三月三日

〔九七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県全域	測 量 区 域
基本測量（電子国土基本図（地 図情報）修正、国土広域情報 修正）	測 量 の 種 類
令和二年四月一日から令和三 年三月三十一日まで	測 量 期 間

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

〔九八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県土地改良事業団体連合会会長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市玉島陶地区	測 量 区 域
公共測量（ほ場整備に伴う三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和二年三月九日から同月二十五日まで	測 量 期 間

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

〔九九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
	岡山県指令備中局 建第二〇三六号 令和二年三月十一 日	浅口郡里庄町大字里見字漆黒六六八 四番一〇	六・〇二	六四・四五

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

〔二〇〇〕令和二年三月三日付け公布岡山県公告（令和二年二級建築士試験の実施）のうち、四 受験申込手続を次のとおり変更する。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

(1) 受験申込受付期間

令和二年三月二十五日（水曜日）から同年四月十三日（月曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（令和二年四月十三日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二ー〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和二年四月十三日（月曜日）午前十時から同月二十日（月曜日）午後四時まで

で

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

〔二〇一〕令和二年三月三日付け公布岡山県公告（令和二年木造建築士試験の実施）のうち、四 受験申込手続を次のとおり変更する。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

(1) 受験申込受付期間

令和二年三月二十五日（水曜日）から同年四月十三日（月曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（令和二年四月十三日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二ー〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和二年四月十三日（月曜日）午前十時から同月二十日（月曜日）午後四時まで

で

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

◎岡山県企業管理規程第四号

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程（平成八年岡山県企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に改める。
別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第五号

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程(平成十四年岡山県企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)」に改める。
別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

◎岡山県議会告示第二号

岡山県議会情報公開条例の施行に関する規程（平成十四年岡山県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十九日

岡山県議会議長 蓮 岡 靖 之

第六条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に改める。
別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月19日 岡山県公報 第12178号

◎岡山県議会告示第三号

岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十九日

岡山県議会議長 蓮 岡 靖 之

第九条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に改める。
別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。